



第2-1号

笛吹烟かんだより

令和2年4月吉日発行



令和2年2月18日開催 笛吹川沿岸土地改良区理事会



このシンボルマークと
「ご安心果菜」は
笛吹川沿岸土地改良区の
登録商標です。

- P2 理事長あいさつ
- P3 令和2年度予算／平成30年度決算
- P4 組合員の皆様へ（総務課）
- P5 末端施設の維持管理について（管理課）
- P6 国営施設機能保全事業／配水計画
- P7 維持管理協定の締結／農地中間管理機構のご利用を
- P8 21世紀創造運動／リーフレット申込

笛吹川沿岸土地改良区 〒405-0006 山梨県山梨市小原西993番地

TEL 0553-22-2469／FAX 0553-22-7627／URL <http://www.fruits.jp/~fuefuki-kairyoku/>

理事長あいさつ



理事長 高木 晴雄
(山梨市長)

組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。

昨年は、春先の霜や雹による農作物への被害や、平年より1ヶ月遅い梅雨明けなどにより、桃の穿孔細菌病や、葡萄のベと病など受益農家の皆様にとりましては大変な年でありました。さらに、度重なる台風の上陸により農業災害に見舞われた年でありました。本年は自然災害がなく、気候に恵まれた年であることを願うものであります。受益農家の皆様には、笛吹畠地かんがいの水を最大限に活用し、高品質な果樹などの栽培ができますことを心から願っております。

さて、今年は当土地改良区が昭和45年6月17日に認可を受け設立されて以来、50周年という節目の年を迎えることとなりました。顧みますと、昭和45年、笛吹川農業水利事業が新規国営事業地区に採択されることとなり、事業実施に向けて、同年2月25日には15名の申請人により事業申請され、当土地改良区が発足いたしました。以来、当時の代表者であります柿嶋中道町長が初代理事長に就任され、私で現在8代目の理事長となります。今後も先人が築いていただいた貴重な財産を後世に引き継ぐため役職員一同、努力致す所存であります。

次に、土地改良区が取り組んでいる事業についてご説明いたします。

まず、「国営施設機能保全事業」についてであります。当土地改良区が管理しています基幹水利施設については、農林水産省や山梨県、関係市町のご支援のもと、突発的事故や老朽化による故障などに対応できるよう、国営事業として施設の更新工事を進めております。平成24年に着手以来、7年が経過し現在の進捗率は69%であります。今後も順次、補修や改修を進め水利施設の長寿命化を図ってまいりますが、工事によっては断水など、ご迷惑をかけますがご協力をお願いします。

また、土地改良区の意志決定機関であります総代会が3月17日に開催されました。各会計の令和元年度補正予算、並びに令和2年度当初予算など20議案を提案し、承認をいただきましたが、主なものは次のとおりであります。

まず、令和元年度の一般会計収入支出補正予算について、収入では、公共工事等により施設改築業務が増加したことによる補償費の増額、支出では、施設の補償工事が増加したことによる増額補正であります。国営及び県営事業の特別会計の増額は、未収賦課金が個別訪問など徴収強化対策により増加したための補正であります。

令和2年度の当初予算については、一般会計では、公共工事等により施設改築業務の増加に伴う補償費の増により、昨年度より総額で2千9百余万円を増額予算として計上しております。国営事業特別会計では、国営事業の償還は終了しましたが、県の無利子貸付償還に充てるため、前年度と同額の予算を計上しております。また、太陽光発電事業特別会計では、前年度の実績による売電見込み額を電力費と財政調整基金へ還元できるよう計上したところであります。

さらに、今回は土地改良法の一部改正に伴う定款・規約の大幅な変更、各種規程の一部改正、利水調整規程の新設について承認されました。

また、員外理事の選任につきましては、2月に行われました甲州市長選挙に当選されました鈴木市長が選任されました。さらに副理事長の就任につきましては慣例に従い、鈴木理事にお願いしましたことをご報告いたします。

これからも、土地改良区役職員一同、施設の管理・運営に万全を期すとともに、各種の事業の実施に向けた取り組みや、新しい課題にも積極的に挑戦したいと思っておりますので、組合員の皆様の一層のご支援ご協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和元年度 通常総代会開催

令和2年3月17日、山梨県市町村職員共済組合保養所『ホテルやまなみ』において、通常総代会を開催いたしました。

今回の通常総代会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を踏まえ、書面議決を活用いたしました。

議長には笛吹市の丸山幹夫総代を選任し、議事については20議案が審議され、令和元年度諸会計補正予算、令和2年度諸会計予算等、総代80名中73名（書面65名）の賛成をいただき、全議案が原案どおり可決されました。



令和2年度 各種会計予算総括表

(単位：千円)

会計名	予算額
一般会計	446,376
国営事業特別会計	140,620
県営事業特別会計	53,945
転用決済金特別会計	48,054
繰上償還特別会計	166
太陽光発電事業特別会計	18,002
国営笛吹川沿岸太陽光発電事業特別会計	9,001

令和2年度 一般会計収入支出予算

収入 (単位：千円) 支出 (単位：千円)

科目	予算額	科目	予算額
組合費	200,456	事務所費	147,994
使用料	1	維持管理費	218,350
補助金	42,274	適正化事業	59,240
補償費	108,000	借入金返済利子	100
適正化事業	39,150	選挙費	100
寄付金	1	繰出金	12,813
雑収入	1,470	雜支出	2,600
負担金	35,400	予備費	5,179
繰入金	3,004		
繰越金	16,620		
収入合計	446,376	支出合計	446,376

平成30年度一般会計・各種特別会計決算報告

会計別決算状況

(単位：円)

会計名	収入合計	支出合計	繰越額
一般会計	464,767,445	440,360,889	24,406,556
国営事業特別会計	140,929,329	140,347,000	582,329
県営事業特別会計	75,232,298	74,732,298	500,000
転用決済金特別会計	47,027,232	5,135,149	41,892,083
繰上償還特別会計	0	0	0
太陽光発電事業特別会計	15,873,824	15,873,824	0
国営笛吹川沿岸太陽光発電事業特別会計	7,972,592	7,972,592	0

基金・積立金等

(単位：円)

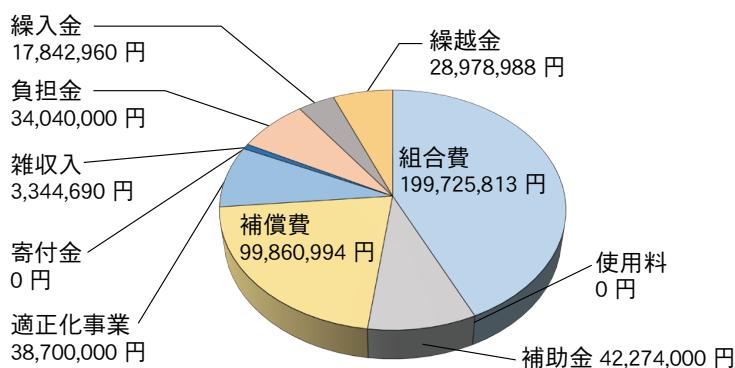
基金・積立金等	年度末残高
職員退職手当支給準備基金	141,218,756
財政調整基金	131,648,974
償還対策基金	140,281,027
総代選挙執行積立金	890,790
事務所建設・移転準備基金	600,000
山梨県信用農業協同組合連合会出資金	50,000
フルーツ山梨農業協同組合出資金	3,000
国営未処理用地の処理に係る補償金	26,087,903

負債（区債）

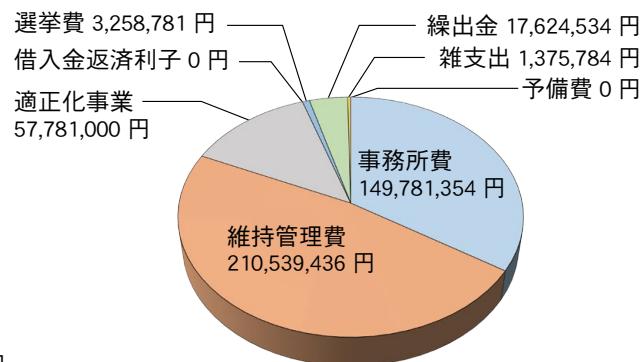
(単位：円)

取引金融機関等	年度末借入残高
(株)日本政策金融公庫	204,945,474
フルーツ山梨農業協同組合	43,702,123
山梨県	1,923,188,000

平成30年度 一般会計収入支出決算内訳



収入総額 464,767,445円



支出総額 440,360,889円

組合員の皆様へ！ こんなときは届出が必要です！

※電話での変更はできません！
 ※ホームページでも、各種用紙が
 ダウンロード出来ます。



◆名義等が変更した場合（土地改良法第43条）

※土地改良区へ組合員資格得喪通知書の提出が義務付けられています。

- 組合員の死亡等による農地の相続
- 経営移譲
- 農地の売買、贈与等による所有権の移転
- 組合員の住所を変更

◆権利義務の継承について（土地改良法第42条）

土地改良法第42条の規定に基づき新資格者が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合には滞納金も継承することになりますので、土地の移転手続きの際には、必ず清算を行って下さい。

◆受益地を農地以外に転用する場合（土地改良法第42条第2項）

受益地区除外申請の届け出並びに転用決済金の納入が必要となります。また、畑かん受益地区から除外する場合は、他の加入者の利用を妨げないための工事が必要となり、畑かん施設の移設・改築を行うため、協議書の提出が必要となります。

※公共事業による転用の場合は、事業主体が届け出るのか？加入者が届け出るのか？事業主体との協議が必要となります。

- 宅地・駐車場・店舗等へ転用する場合
- 公共用地（道路等）に転用する場合

笛吹畑かん県営事業費償還金の繰上償還について

畑かん県営事業費償還金の一括償還を行うことが出来ます。（毎年12月20日締め切り）

令和2年度 賦課金の徴収期日の決定

1期賦課金（経常費賦課金）

…………令和2年 6月25日（木）

2期賦課金（特別賦課金）

…………令和2年 11月25日（水）

賦課金の徴収方法

- 農業協同組合口座より自動引き落とし
- 現金直接納入

賦課金滞納者の財産差押えの継続執行

賦課金滞納者につきましては、受益農家の公平・公正を図るため、土地改良法及び関係法令に基づき、山梨県知事の認可を受け、不動産・預貯金等財産の差押を実施しております。

現在未納がある方に対しては、滞納処分対象者として、手続きを継続して執行しておりますので、至急納入して下さい。

※ご相談等されたい場合には、土地改良区 総務課まで
 （電話）0553-22-2469

税務署からのお知らせ

譲渡所得の確定申告の際、譲渡を目的として土地改良区に支払われた農地転用決済金等が、譲渡費用として控除されることとなりました。

詳しくは税務署の
 資産課税（担当）部門に
 お尋ね下さい！



畑かん施設は地域の財産！日々の点検・管理が大切です

日常の施設管理をお願いします。
圃場内の散水施設及び電磁弁・給水栓等は
自分の農機具であるという認識をしていただき、



◆散水方法について

- **電磁弁設置地区は自動散水が原則**ですが、ハウス栽培等については、ブロック長と協議をして下さい。
- バルブ散水地区では、バルブの開閉時に無理な力の入れすぎに注意して下さい。
※ **圃場までの常時通水は、漏水発生時に表土流失等の原因になり、また、管理費の増嵩につながるので絶対にしないで下さい。**

◆冬季の管理について

- 電磁弁ボックス内に、発泡スチロール等を入れ、ビニールで覆って下さい。
- 給水栓は、不凍栓バルブを閉じて、上部のバルブを開けて下さい。
不凍栓が無い場合は、防寒対策（布・ビニール等を巻くなど）をして下さい。
- **冬季の散水は、道路に飛散すると凍結しスリップ事故につながる恐れ**があるので、注意して下さい。
※ **凍結による給水栓バルブ破損の場合は、各ブロック負担になります。**

◆春先の一斉散水について

- 制御器、電磁弁及びスプリンクラーの使い始めの時期（3～4月）に故障が集中するため、即時対応が出来ない場合があります。
早めの散水試験と圃場内バルブ及びスプリンクラーの整備・点検をお願いします。

◆圃場バルブについて

- **圃場内散水バルブより先は個人管理**になっています。
バルブ故障は個人負担ですので、力の入れすぎには注意して下さい。
圃場内バルブに限らず、**故意・過失による畑かん施設破損については、個人負担**になります。

漏水が発生したら、まず止水！止水処理については、各ブロック長へ連絡を

発見者 → ブロック長 → 土地改良区



- ▼発生場所（分水名・ブロック名・電磁弁番号）
- ▼状況報告（漏水・水が出ない・機器故障等）
- ▼通報者及び関係者の氏名・連絡先



※日頃から止水箇所を確認し、作動確認も定期的に行って下さい。

※**給水栓の不凍栓バルブの故障が多発しています。使用時は特に注意して下さい。**

冬季における給水栓の不凍栓バルブの取扱い及び操作方法



不凍栓の故障は急激なハンドル開閉が原因。
ゆっくり開閉して下さい。



バルブを開けないと立上り管内の水は排水されません。



不凍栓が無い場合は、防寒対策として布やビニールを巻いて下さい。

- 不凍栓は凍結期のみ使用として下さい。
- 日常的な不凍栓開閉は、故障の原因になります。
- 不凍栓は白色・緑色又はオレンジ色があり、開閉の回転数が異なります。

国営施設機能保全事業

国営笛吹川農業水利事業（昭和46年度～昭和63年度）で造成した基幹的な農業水利施設は、事業完了後30年以上が経過し、特に管水路のマクロセル腐食による漏水が発生するなど、機能低下が生じています。平成24年度から令和3年度の10年間をかけて、機能低下している水管理施設や揚水機場の機械・電気設備、幹線水路及び弁類等の補修・更新を行っています。施設の長寿命化を図りながら、維持管理費の軽減及び農業用水の安定供給に資することを目的としています。

（事業費） 55億円（事業採択時）

（負担率） 国 200/300（工事諸経費等10/10） 県 51/300 市町 49/300



（Φ700鋼管 腐食ピンホールによる溶接・掘削修理）

令和2年度 配水計画

（取水口等の位置） 第1条 取水口の位置は、山梨県山梨市三富川浦字天科の地先とする。

（取水量等） 第2条 最大取水量は、次の表のとおりとする。

区分	期間	4月1日から 6月30日まで	7月1日から 8月31日まで	9月1日から 10月31日まで	11月1日から 翌年の3月31日まで
最大取水量		2.26 m ³ /s	3.24 m ³ /s	2.41 m ³ /s	1.35 m ³ /s
年間総取水量				30,770千m ³	

（配水ブロック） 第3条 本地区の配水ブロックは下記に定めるとおりとする。

（配水方法） 第4条 各配水ブロックへの配水については、各圃場で以下の配水条件を標準とし、各ブロックの散水計画（散水回数・時間）に基づき、所要の水量を配水するものとする。また、配水量は標準的な水量であり、ダムの貯水量、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

右岸幹線

分水工	分水工掛ブロック		面積 ha	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
1	1-1～1-8	8	132	0.10 m ³ /s
2-1	2-1-1～2-1-7	7	114	0.09 m ³ /s
2-2	2-8～2-12	5	82	0.06 m ³ /s
2-3	2-13～2-18	4	109	0.09 m ³ /s
3	3-1～3-16	16	246	0.19 m ³ /s
4	4-1～4-9	9	108	0.08 m ³ /s
右岸幹線 計		49	791	0.61 m ³ /s

左岸幹線

分水工	分水工掛ブロック		面積 ha	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
1	1-1～1-7	7	114	0.09 m ³ /s
2	2-2-2～2-9	12	149	0.12 m ³ /s
3-1	3-1～3-8	8	148	0.12 m ³ /s
3-2	3-12-A～3-32	8	125	0.10 m ³ /s

分水工	分水工掛ブロック		面積 ha	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
3-3	3-9～3-39	29	409	0.32 m ³ /s
4-1	4-1～4-53-1	26	320	0.25 m ³ /s
4-2	4-18～4-60-2	26	346	0.27 m ³ /s
5-1	5-1～5-32	31	394	0.31 m ³ /s
5-2	5-33～5-48-2	17	231	0.18 m ³ /s
6	6-1-A～6-31	32	419	0.33 m ³ /s
7-1	7-1～7-14-2	16	190	0.15 m ³ /s
7-2	7-15～7-31	12	183	0.14 m ³ /s
8-1	8-1～8-16	13	115	0.09 m ³ /s
8-2	8-13～8-15	3	45	0.03 m ³ /s
9	9-1～9-13	13	166	0.13 m ³ /s
左岸幹線 計		253	3,354	2.63 m ³ /s

右・左岸幹線 合計 302 4,145 3.24 m³/s

※ブロック数には欠番・枝番のため集計上の差異が発生します。

（配水ブロックの代表者及び連絡先）

第5条 各配水ブロックの代表者及びその連絡先は別に定める。

（関係機関） 第6条 本地区の利水調整に係る関係機関の定めはない。

農家負担軽減につながる維持管理協定（13地区のうち10地区締結済）

国営事業により造成されたファームポンド（調整池）は、火災発生時の防火用水としての機能を併せ持っております。この多面性に着眼し地域と一体となって施設管理体制を構築することが、この事業の目的です。

【事業名】国営造成施設管理体制整備促進事業『管理体制整備型』

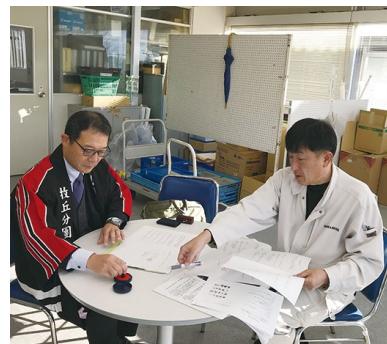
【実施期間】平成30年度～令和4年度（第4期）

【補助額】42,274千円（国50%・県25%・市町25%）

【主な管理の範囲】○ファームポンド（調整池）内及び周辺除草

○ファームポンド（調整池）進入路除草など

○給水栓の点検及び凍結対策



山梨市消防団牧丘分団
維持管理協定締結

◆維持管理に参画している10箇所の行政区

○右岸1分水調整池 山梨市消防団牧丘分団

○右岸2-2分水調整池 山梨市久保区・紺屋区・西区・藤ノ木団地自治会

○右岸2-3分水調整池 山梨市市川区

○左岸2分水調整池 甲州市塩山下萩原区

○左岸3-1分水調整池 甲州市塩山牛奥区

○左岸3-2分水・左岸3-3分水調整池

甲州市勝沼町菱山第1区、笛吹畑かん菱山管理運営委員会

○左岸5-1分水調整池 笛吹市消防団御坂分団

○左岸6分水調整池 笛吹市境川町大黒坂区

○左岸7-1分水調整池 笛吹市境川町大窪区

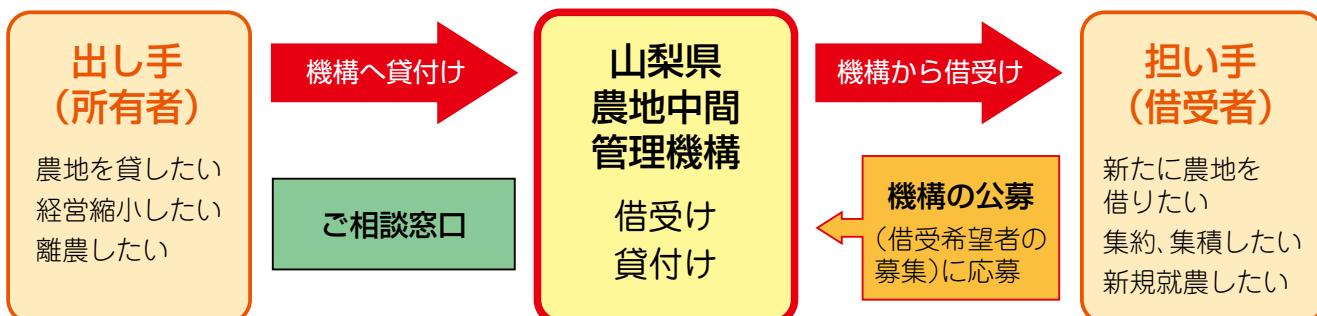
◆地域貢献活動に参画している企業 ○鉄建建設(株) 東京支店

農地中間管理事業をご利用ください。

（後継者がいない、また農地を相続したが事情により耕作が出来ない場合等）

【農地中間管理事業】

農地中間管理機構が農業経営のリタイア、規模縮小などを理由に農地の出し手（所有者）を探している農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている担い手（借受者）に貸し付ける制度です。



【ご相談窓口】 関係市町農業委員会または山梨県農業振興公社までお願いします。

21世紀創造運動の取り組み

令和元年8月18日(日)山梨市三富地内「道の駅みとみ」特設会場において、第14回笛吹川源流まつりが開催されました。突然の豪雨により一時中断するハプニングもありましたが、悪天候にも負けず土地改良区の役職員並びに関東農政局西関東土地改良調査管理事務所笛吹川沿岸支所の職員とともに21世紀創造運動を展開しました。地域住民のみならず県内外の来場者に農業農村整備の重要性や土地改良区が果たす役割を展示パネル等で説明し、理解を深めていただきました。

また、魅力ある農業を紹介するため、組合員が大切に育てたブドウの試食や名水百選のロゴ入り風船の配布、さらに野菜や花の種の配布を行いました。



笛吹川源流まつり

笛吹川名水育ち「ご安心果菜」ブランドの確立に向けた取り組み

土地改良区では、笛吹ブランドの確立に向けた取り組みを積極的に行っております。宅配にも利用できる規格となっており、販売開始から約107,000枚を売上げ、多くの組合員の方にご利用いただいております。この機会に笛吹川名水育ち「ご安心果菜」のリーフレットを活用し、安心・安全な農産物のPRをしてみませんか？



規 格	B5判
価 格	1枚 8円 ※100枚単位でのご注文となります。
利用方法	宅配、直売所（観光農園）他
注意事項	笛吹畑かん加入地で作られた農産物のみご使用下さい。

オリジナルのPRコメントを入れて、販売促進につなげよう！

- ◆生産者名
- ◆住所
- ◆電話番号
- ◆取扱農産物
- ◆PRコメント



▼ お申し込み方法 ▼

土地改良区へ直接お問い合わせいただくか、ホームページより申し込み用紙をダウンロードし、必要事項をご記入の上、土地改良区へ提出して下さい。

笛吹川沿岸土地改良区 総務課まで (電話)0553-22-2469